

おくやみガイドブック

伊丹市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

伊丹市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようガイドブックを作成いたしました。このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊丹市役所 072-784-8038

もくじ

事前準備について	P.2
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.3
来庁時の持ち物について	P.4
おくやみコーナーのご案内	P.5
フロアマップ	P.6
死亡に伴う各種手続き	
1. 健康保険に関する手続き	P.7
2. 年金に関する手続き	P.8
3. 市民課に関する手続き	P.12
4. 介護に関する手続き	P.13
5. 税金に関する手続き	P.14
6. お子さんに関する手続き	P.16
7. 障がい者福祉に関する手続き（成年）	P.22
8. 高齢者福祉に関する手続き	P.25
9. 市営住宅に関する手続き	P.27
10. 市バス特別乗車証 / 福祉タクシー利用券をお持ちの方に関する手続き	P.27
11. その他市役所内でのお手続き	P.28
12. ごみなど不用品の処分に関する手続き	P.30
13. 市営墓地に関する手続き	P.31
14. その他市役所以外で行う手続き	P.32
家系図	P.43
故人の財産について	P.44
相続登記申請の義務化について	P.45
委任状	P.47
市民相談のしおり	P.49

事前準備について

伊丹市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

4ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

おくやみコーナーの予約（QRコードから予約）

おくやみコーナーをご利用される場合は、5ページの予約方法にて
ご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、
お問い合わせください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、伊丹市役所へお越しください。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (39 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (36 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

伊丹市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

お越しいただく方の本人確認書類

①官公署が発行した顔写真がある証明書 1 点

○運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、障害者手帳など

②①がない場合は次のうち 2 点

○被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など ※お手続きにより異なります

葬祭を行った方（喪主）の確認ができるもの（葬祭費の領収書、会葬礼状等）

口座情報がわかるもの（喪主・相続人代表者）

委任状（相続人代表者以外の手続きの場合）※

認印

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

埋火葬許可証（原本）

死亡診断書のコピー

年金手帳または年金証書（振込通知書など基礎年金番号がわかるもの）

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証及び各種認定証

※加入者が死亡されると葬祭費の請求ができます

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証（要支援・要介護認定を受けた方）、各種認定証（該当の方）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

市バス特別乗車証、伊丹市福祉タクシー利用券

障害者医療費受給資格証、子ども医療費受給資格証、母子家庭等医療費受給者証、乳幼児等医療費受給者証など 福祉医療費受給者証各種

印鑑登録証（印鑑登録カード）、住民基本台帳カード ※作成されている場合

個人番号カード（マイナンバーカード） ※作成されている場合

その他市役所から交付された証書類

おくやみコーナーのご案内

伊丹市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ホームページから予約可能です。

死亡届提出後、住民票への記載が完了していることをご確認の上、ご来庁ください。

なお、住民票への記載完了のご確認は、お電話で死亡者の「氏名」「生年月日」「住所」「死亡日」をお伝えください。（電話番号：072-784-8038）

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめてご案内します

市役所での主な手続きについてアンケートに答えていただき、案内票を作成して各課に回っていただきます。

●書類の記入が省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報を職員が入力し、申請書（データ）を作成するため、一部の書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●QRコード予約

右記のQRコードから
ご予約いただけます。



【URL】 [https://booking.qsystem-info.info:8447/qmaticwebbooking/index.html/#/](https://booking.qsystem-info.info:8447/qmaticwebbooking/index.html#/)

●お問い合わせ

電話番号：**072-784-8038** ※電話予約不可

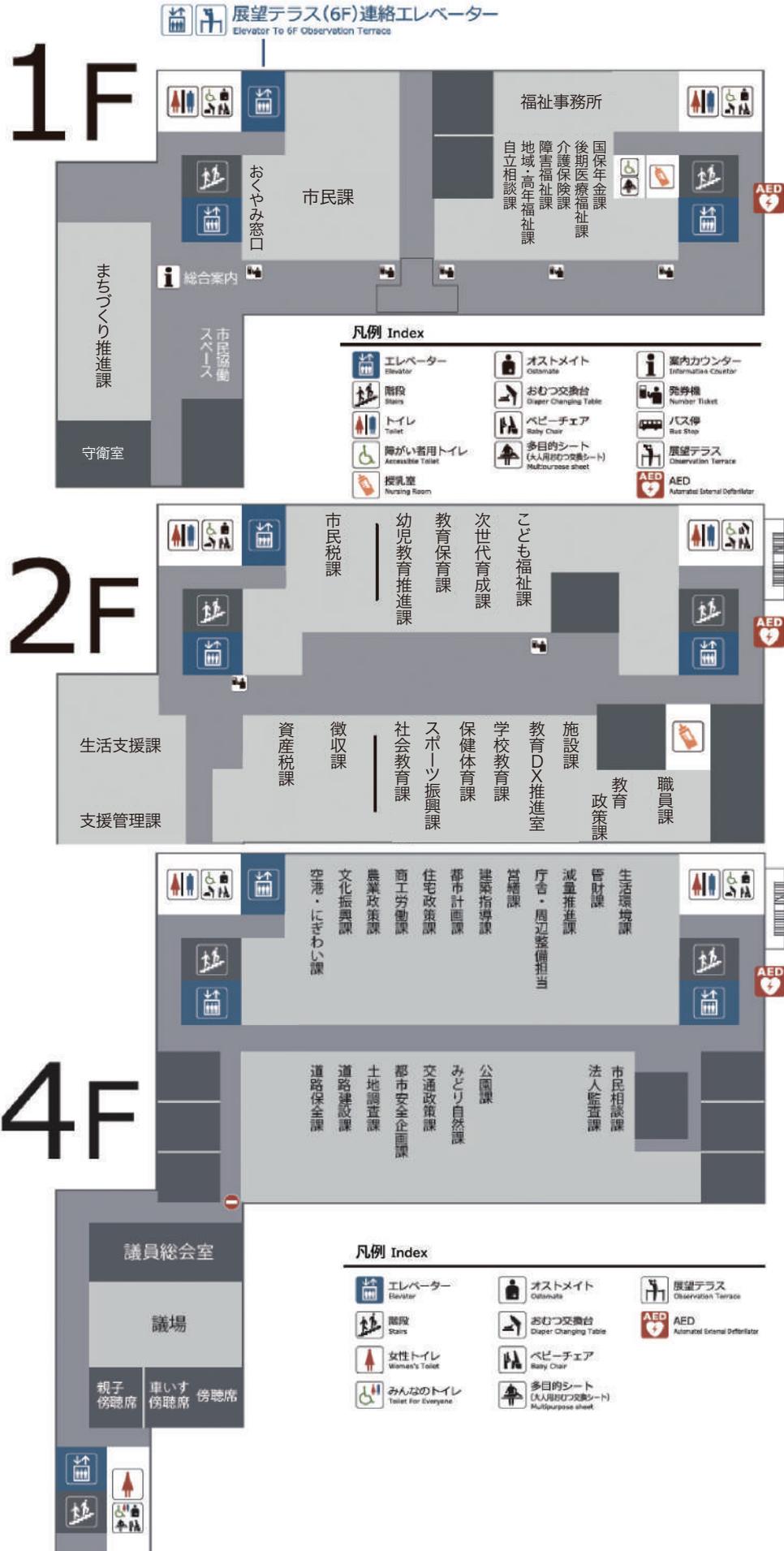
伊丹市 市民課 おくやみコーナー

場 所：伊丹市役所市民課1階 B-24番窓口

受付時間：午前9時00分～午後5分30分まで

午後5時30分以降のお手続きにつきましては、後日のお手続きとなります。

フロアマップ



1. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入している方

必要な手続き

- ・資格喪失の手続き
- ・保険証の返却
- ・葬祭費の支給申請
- ・送付先の変更

必要なもの

- 亡くなられた方の被保険者証
- 葬儀を行った者（喪主）を証明できるもの
（会葬礼状、葬儀施行証明書、葬儀費用領収書等）
- 喪主の方の口座情報がわかるもの
- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

国保年金課
1階 A-1番窓口
☎ 072-784-8040

後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）

必要な手続き

- ・資格喪失の手続き
- ・保険証の返却
- ・葬祭費の支給申請
- ・送付先の変更

必要なもの

- 亡くなられた方の被保険者証
- 葬儀を行った者（喪主）を証明できるもの
（会葬礼状、葬儀施行証明書、葬儀費用領収書等）
- 喪主の方の口座情報がわかるもの
- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

後期医療福祉課
1階 A-3番窓口
☎ 072-784-8041

健康保険・共済組合等の社会保険に加入している方

必要な手続き

- ・保険証の返却
- ・埋葬料（費）支給申請

必要なもの

勤務先や協会けんぽ等へお問い合わせください。

問い合わせ先

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入している方

必要な手続き

- ・遺族基礎年金請求 ・死亡一時金請求
- ・寡婦年金請求

必要なもの

- 亡くなられた方の年金手帳
 - 請求する方の本人確認書類（運転免許証等）
- ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課
国民年金担当
1階 A-2番窓口
☎ 072-784-8039

国民年金を受給している方のうち、遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金を受給している方

必要な手続き

- ・未支給年金請求

必要なもの

- 亡くなられた方の年金証書、年金手帳または振込通知書等
 - 請求する方の本人確認書類（運転免許証等）
- ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課
国民年金担当
1階 A-2番窓口
☎ 072-784-8039

2. 年金に関する手続き

国民年金を受給している方のうち、老齢基礎年金を受給している方

必要な手続き

- ・未支給年金請求
- ・遺族基礎年金請求

必要なもの

- ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は『ねんきんダイヤル』へお問い合わせください。
- ※年金事務所、街角の年金相談センターでの相談は、事前に『予約受付専用電話』の予約制となっています。
- ※代理人が年金事務所へ行かれる場合は、委任状や代理人の本人確認書類もご持参ください。

問い合わせ先

- 『ねんきんダイヤル』
☎ 0570-05-1165
- 尼崎年金事務所
☎ 06-6482-4591
- 街角の年金相談センター尼崎
☎ 06-6424-2884
- 『予約受付専用電話』
☎ 0570-05-4890

厚生年金を受給している方

必要な手続き

- ・未支給年金請求
- ・遺族厚生年金請求

必要なもの

- ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は『ねんきんダイヤル』へお問い合わせください。
- ※年金事務所、街角の年金相談センターでの相談は、事前に『予約受付専用電話』の予約制となっています。
- ※代理人が年金事務所へ行かれる場合は、委任状や代理人の本人確認書類もご持参ください。

問い合わせ先

- 『ねんきんダイヤル』
☎ 0570-05-1165
- 尼崎年金事務所
☎ 06-6482-4591
- 街角の年金相談センター尼崎
☎ 06-6424-2884
- 『予約受付専用電話』
☎ 0570-05-4890

共済年金を受給している方

必要な手続き

各共済組合へ直接お問い合わせください。

必要なもの

各共済組合へ直接お問い合わせください。

問い合わせ先

各共済組合

恩給を受給している方

必要な手続き

総務省恩給局へ直接お問い合わせください。

必要なもの

総務省恩給局へ直接お問い合わせください。

問い合わせ先

総務省恩給局

☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給している方

必要な手続き

- ・死亡届
- ・未支給年金請求

必要なもの

- 亡くなられた方の死亡日が明らかとなる戸籍謄本・住民票の除票など
- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等や法定相続情報一覧図など
- 請求者（優先順位あり）となる方の預貯金通帳

※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は右記窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

※手続きは、兵庫六甲農業協同組合の各支店でも行います。

農業委員会事務局

5階 W-123番窓口

☎ 072-784-8094

2. 年金に関する手続き

企業年金を受給している方

必要な手続き

各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。
または下記窓口へお問い合わせください。

必要なもの

各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。

問い合わせ先

企業年金連合会
(年金相談室)
☎ 0570-02-2666

国民年金基金を受給している方

必要な手続き

国民年金基金へ直接お問い合わせください。

必要なもの

国民年金基金へ直接お問い合わせください。

問い合わせ先

国民年金基金
☎ 0120-65-4192

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 市民課に関する手続き

亡くなられた方が世帯主で3人以上の世帯だった場合

必要な手続き

- ・世帯主変更

必要なもの

- 届出人の本人確認書類

※届出人の方が同一世帯員以外の場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先

市民課
1階 B-23番窓口
☎ 072-784-8038
(または、お近くの支所・分室、
人権啓発センター、くらしのプ
ラザ)

印鑑登録をされていた方

必要な手続き

- ・印鑑登録証の返還

必要なもの

- (亡くなられた方の) 印鑑登録証

問い合わせ先

市民課
1階 B-23番窓口
☎ 072-784-8038
(または、お近くの支所・分室、
人権啓発センター、くらしのプ
ラザ)

MEMO

5. 税金に関する手続き

1月1日時点で伊丹市在住だった方

必要な手続き

- ・相続人代表者指定届

必要なもの

当該年度の市県民税・森林環境税が課税される場合があります。その場合、相続人に納税義務が引き継がれますので、納税通知書を受け取っていただく相続人代表者を届け出てください。

- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

市民税課
2階 E-50番窓口
☎ 072-784-8022

125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた方

必要な手続き

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き

必要なもの

- ナンバープレート
- 標識交付証明書
- 届出人の本人確認書類
- 相続人であることが確認できる書類(同一世帯でない方の場合)

問い合わせ先

市民税課
2階 E-51番窓口
☎ 072-784-8022

MEMO

5. 税金に関する手続き

伊丹市内に不動産（土地・家屋）を所有している方

※3ヶ月以内に所有権移転の登記（相続登記等）が完了していない場合

必要な手続き

- ・固定資産現所有者の申告

※提出がない場合、市で現所有者を指定することがあります。

必要なもの

- 現所有者（相続人等）の本人確認書類
- 亡くなられた方と相続人等との関係が確認できる書類（戸籍・遺言書等）

※郵送での手続きも可能です

問い合わせ先

資産税課

2階 F-61番窓口

☎ 072-784-8023 または

☎ 072-784-8024

市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）を口座振替で払っていた方

必要な手続き

- ・口座振替廃止の手続き

必要なもの

- 亡くなられた方へ送付された納税通知書

問い合わせ先

徴収課

2階 F-60番窓口

☎ 072-784-8025

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. お子さんに関する手続き

児童手当支給対象の児童の方

必要な手続き①

- ・児童手当受給資格消滅の手続き

必要なもの

なし

※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

必要な手続き②

- ・児童手当額改定の手続き

必要なもの

なし

※変更事由が発生した日の翌日から15日以内に手続きをしてください。

※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

MEMO

6. お子さんに関する手続き

児童手当を受給している方

必要な手続き①

- ・認定請求

必要なもの

- 新たに受給する方の口座番号がわかるもの

※亡くなられた方以外の児童の保護者が受給できる場合がありますので、変更事由が発生した日の翌日から15日以内に手続きをしてください。

※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

必要な手続き②

- ・未支払請求

必要なもの

- 支給要件児童の口座番号がわかるもの

※未払金がある場合の手続きです。

※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

必要な手続き③

- ・変更届

必要なもの

なし

※受給者の配偶者が亡くなられた場合の手続きです。

※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

児童扶養手当支給対象の児童の方

必要な手続き

- ・児童扶養手当受給資格消滅の手続き
- ・児童扶養手当額改定の手続き

必要なもの

なし

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

児童扶養手当を受給している方

必要な手続き

- ・認定請求
- ・児童扶養手当受給資格者死亡届

必要なもの

担当課へお問い合わせください。

※亡くなられた方以外の児童の保護者が受給できる場合がありますので、変更事由が発生した日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

MEMO

6. お子さんに関する手続き

高等学校、専修学校、大学等の生徒および学生の子どもがいる方で 交通事故またはこれに準ずる事故により亡くなられた方

必要な手続き

- ・交通遺児等学業援助資金支給申請の手続き

必要なもの

- 遺児とその保護者の戸籍謄本
- 交通事故またはこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書
- 死亡診断書または死体検案書のコピー
- 在学証明書
- 対象者（遺児）名義の口座番号がわかるもの
- （遺児またはその保護者が市外に居住している場合）住民票の写し

※支給には要件がありますので、担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

特別児童扶養手当／障害児福祉手当／重度心身障害児介護手当を 受給している方

必要な手続き

- ・資格変更
- ・喪失の手続き

必要なもの

担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

こども福祉課
児童手当・こどもの手当担当
2階 D-40番窓口
☎ 072-784-8030

各種障害者手帳をお持ちだった方（18歳未満）

必要な手続き

- ・各種障害者手帳の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の各種障害者手帳

問い合わせ先

こども福祉課
障がい児支援グループ
2階 D-41番窓口
☎ 072-784-8127

自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方（18歳未満）

必要な手続き

- ・自立支援医療（精神通院）受給者証返還

必要なもの

- 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院）受給者証

問い合わせ先

こども福祉課
障がい児支援グループ
2階 D-41番窓口
☎ 072-784-8127

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. お子さんに関する手続き

乳幼児等・こども医療、母子家庭等医療、障害者医療を受給していた方 (または、その保護者・扶養義務者の方)

必要な手続き

- ・資格変更・喪失の手続き
- ・医療費受給者証の返却

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 医療費受給者証

問い合わせ先

後期医療福祉課
1階 A-3番窓口
☎ 072-784-8041

保育所・こども園・幼稚園に在園中もしくは申し込み中の方

必要な手続き

- ・異動届

必要なもの

担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

教育保育課
2階 D-44番窓口
☎ 072-784-8035

児童クラブ利用児童またはその保護者の方

必要な手続き

- ・児童クラブ変更届
- ・児童クラブ退所届

必要なもの

在籍する児童クラブまたは担当課で、変更または退所の手続きをしてください。

問い合わせ先

次世代育成課
2階 D-43番窓口
☎ 072-784-8079

7. 障がい者福祉に関する手続き（成年）

各種障害者手帳をお持ちの方（18歳以上）

必要な手続き

- ・各種障害者手帳の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の各種障害者手帳

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方（18歳以上）

必要な手続き

- ・自立支援医療（精神通院）受給者証の返還

必要なもの

- 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院）受給者証

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

特別障害者手当/経過的福祉手当/障害児福祉手当を受給していた方（成年）（20歳以上）

必要な手続き

- ・特別障害者手当 / 経過的福祉手当 / 障害児福祉手当 受給者死亡届の提出（20歳以上）

必要なもの

担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

7. 障がい者福祉に関する手続き（成年）

心身障がい者扶養共済制度に加入している方

必要な手続き①

- ・支給金請求（加入者（保護者）が亡くなったとき）

必要なもの

- 亡くなった加入者（保護者）の住民票の除票
- 年金受給権者（障がい者）と年金管理者の住民票
- 年金受給権者（障がい者）の振込先口座のわかるもの
- 医師が発行する死亡診断書もしくは死体検案書（原本または原本証明されたもの）
- 加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって所定の死亡証明書
- 加入証書（2口加入の場合は口数追加証書を併せて）（紛失の場合は不要）

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

必要な手続き②

- ・弔慰金請求（障がい者の方が亡くなったとき）

必要なもの

- 加入者（保護者）の住民票
- 亡くなった障がい者の住民票の除票
- 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの
- 加入証書（2口加入の場合は口数追加証書を併せて）（紛失の場合は不要）

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

必要な手続き③

- ・死亡届（年金受給中の障がい者が亡くなったとき）

必要なもの

- 年金受給権者（障がい者）の住民票の除票（県内に住民票を有する場合は不要）
- 年金証書（紛失の場合は不要）

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

有料道路の障害者割引を受けていた方

必要な手続き

- ・利用登録削除の手続き

必要なもの

- 亡くなられた方の手帳
- ETC 利用登録されている方は有料道路 ETC 割引登録係へ直接お問い合わせください。

問い合わせ先

障害福祉課
1階 A-5番窓口
☎ 072-784-8032

(高齢) 障害者医療を受給していた方 (または、その保護者・配偶者・扶養義務者の方)

必要な手続き

- ・資格変更・喪失の手続き
- ・医療費受給者証の返却

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 医療費受給者証

問い合わせ先

後期医療福祉課
1階 A-3番窓口
☎ 072-784-8041

MEMO

8. 高齢者福祉に関する手続き

おむつ支給(家族介護用品支給)を受けていた方

必要な手続き

- ・おむつ支給(家族介護用品支給)の廃止連絡

必要なもの

担当ケアマネージャーもしくは、申請された地域包括支援センターへお問い合わせください。

問い合わせ先

地域・高年福祉課
1階 A-7番窓口
☎ 072-784-8099

GPS(徘徊高齢者家族支援サービス)を利用していた方

必要な手続き

- ・GPS(徘徊高齢者家族支援サービス)廃止連絡

必要なもの

担当ケアマネージャーもしくは、申請された地域包括支援センターへお問い合わせください。

問い合わせ先

地域・高年福祉課
1階 A-7番窓口
☎ 072-784-8099

まちなかミマモルメを利用していた方(高齢者)

必要な手続き

- ・まちなかミマモルメ利用終了届の提出(利用者が高齢者の場合)

必要なもの

届出人の本人確認書類

問い合わせ先

地域・高年福祉課
1階 A-7番窓口
☎ 072-784-8099

SOSネットワーク事業（SOSメール）を利用していた方

必要な手続き

- ・SOS ネットワーク事業事前登録廃止届の提出

必要なもの

- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

地域・高年福祉課
1階 A-7番窓口
☎ 072-784-8099

高齢期移行医療費助成を受給していた方（または、その世帯員の方）

必要な手続き

- ・資格変更・喪失の手続き
- ・医療費受給者証の返却

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 医療費受給者証

問い合わせ先

後期医療福祉課
1階 A-3番窓口
☎ 072-784-8041

MEMO

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅又は鴻池団地(A棟)に入居されていた方

必要な手続き

- ・市営住宅入居者異動届
- ・市営住宅入居承継承認申請
- ・市営住宅返還届

※亡くなられた方が名義人か同居人かによって手続きが異なります。

必要なもの	問い合わせ先
手続きにより異なる為、窓口にお問い合わせください。	※市営住宅の方 上下水道局(市役所西)3階 伊丹市営住宅管理センター ☎072-784-8061 ※鴻池団地(A棟)の方 住宅政策課4階N-101番窓口 ☎072-784-8069

10. 市バス特別乗車証 / 福祉タクシー利用券をお持ちの方に関する手続き

市バス特別乗車証/福祉タクシー利用券をお持ちの方

必要な手続き

- ・市バス特別乗車証の返還
- ・福祉タクシー利用券の返還

必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の市バス特別乗車証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉タクシー利用券	地域・高年福祉課 1階A-6番窓口 ☎072-784-8099 (または、お近くの支所・分室、人権啓発センター、くらしのプラザ)

11. その他市役所内での手続き

農地を所有していた方

必要な手続き

- ・農地の相続の届出

必要なもの

担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

農業委員会事務局
5階 W-123番窓口
☎ 072-784-8094

し尿汲み取りを利用されていた方

必要な手続き

- ・廃棄物処理変更届

必要なもの

亡くなられた方が、し尿の汲み取りを利用されていた場合、利用者変更の手続きが必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

生活環境課
4階 M-95番窓口
☎ 072-781-5371

犬の所有者の方

必要な手続き

- ・犬の所有者の変更

必要なもの

犬の所有者を伊丹市内在住の方に変更する場合は生活環境課へ、市外在住の方へ変更する場合はその方がお住いの市区町村へお問い合わせください。

問い合わせ先

生活環境課
4階 M-95番窓口
☎ 072-781-5371

12. ごみなど不用品の処分に関する手続き

ごみの処分をしたい方

必要な手続き

- ・ごみの処分方法の案内

必要なもの

ごみの量や処分方法によって異なりますので担当課まで直接、お問い合わせください。

家電リサイクル法対象機器【テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン（室外機含む）】の処分をしたい方は、電器店にご相談ください。電器店で対応できない場合は担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先

環境クリーンセンター

☎ 072-782-0968

もしくは

生活環境課

4階 M-95番窓口

☎ 072-781-5371

MEMO

13. 市営墓地に関する手続き

神津墓地・中野墓園の利用者の方

必要な手続き

亡くなられた方が神津墓地・中野墓園の利用者だった場合、利用者の承継が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。

必要なもの

- 墓地使用許可証
- 承継者の世帯全員の住民票（本籍を記載したもの）
- 承継者の戸籍謄本
- 亡くなられた利用者の除籍謄本及び改製原戸籍

問い合わせ先

生活環境課
4階 M-95番窓口
☎ 072-781-5371

合葬式墓地への納骨を希望される方

必要な手続き

亡くなられた方が合葬式墓地の使用申込をされており、ご遺骨を納骨する場合は手続きが必要です。詳しくは伊丹市営斎場へお問い合わせください。

必要なもの

- 埋火葬許可証
- 合葬式墓地使用許可証

問い合わせ先

伊丹市営斎場
☎ 072-782-2177

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

14. その他市役所以外で行う手続き

生命保険に加入している方

必要な手続き

- ・死亡保険金の請求
- ・入院給付金の請求

必要なもの

- 保険金請求書
- 保険証券
- 戸籍謄本
- 死亡診断書 等

※保険会社・契約内容等により必要書類は異なります。

問い合わせ先

加入していた生命保険会社または代理店

損害保険等に加入している方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

- 亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍
- 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等

※保険会社・契約内容等により必要書類は異なります。

問い合わせ先

加入していた損害保険会社または代理店

預貯金口座をお持ちの方

必要な手続き

- ・口座凍結解除

必要なもの

- 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本
- 相続人の戸籍謄本
- 相続人の印鑑登録証明書 等

※金融機関・取引状況等により必要書類は異なります。

問い合わせ先

各金融機関等

14. その他市役所以外で行う手続き

株式をお持ちの方

必要な手続き

- ・名義変更

必要なもの

- 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本
 - 相続人の戸籍謄本
 - 相続人の印鑑登録証明書等
- ※証券会社・取引状況等により必要書類は異なります。

問い合わせ先

各証券会社等

戦没者等の遺族への特別弔慰金を受給している方

必要な手続き

- ・記名変更
- ・償還金受領

必要なもの

- 国債
- 記名者の死亡を証明できる戸籍書類
- 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍
- 印鑑
- 相続人の本人確認書類

問い合わせ先

償還金支払場所(郵便局)

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

二輪車（125cc超）をお持ちの方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・廃車

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部
 (神戸市東灘区魚崎浜町34番地2)
 ☎ 050-5540-2066

普通自動車をお持ちの方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・廃車
- ・自動車税手続き

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。
 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

問い合わせ先

兵庫県阪神北県民局伊丹県税事務所
 (伊丹市千僧1丁目51番地)
 ☎072-785-7451

軽四輪及び軽三輪をお持ちの方

必要な手続き

軽自動車等の廃車・所有者変更の手続き

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

軽自動車検査協会兵庫事務所
 (神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号)
 ☎ 050-3816-1847

14. その他市役所以外で行う手続き

国税の手続きがある方

必要な手続き

- ・相続税申告
- ・所得税（準確定）申告
- ・消費税（準確定）申告

必要なもの

事前に右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

伊丹税務署
(伊丹市千僧1丁目47番地3)
☎ 072-779-6121
<自動音声ガイダンス>

不動産をお持ちの方

必要な手続き

- ・所有権移転登記（土地・家屋等の相続）

必要なもの

詳細は法務局ホームページをご覧ください。

- 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本
- 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍の除附票等
- 相続人の戸籍謄本
- 相続人の住民票または戸籍の附票等

※事案によっては他の書類（遺産分割協議書等）も必要となります。
相続人ご自身が登記申請を行うことを希望される場合には電話で相談予約をお取りください。

※令和6年4月1日より不動産の相続登記の申請が義務化されます。
詳細は右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

神戸地方法務局伊丹支局
(伊丹市昆陽1丁目1番地12)
☎ 072-779-3451
<自動音声ガイダンス>

法定相続情報証明制度を利用する方

必要な手続き

- ・法定相続情報一覧図の作成

必要なもの

詳細は法務局ホームページをご覧ください。右記窓口へお問い合わせください。

- 相続人、被相続人の戸籍謄本等

法定相続情報一覧図の写し（無料）は各種相続手続きに利用できます。

問い合わせ先

神戸地方法務局伊丹支局
（伊丹市昆陽1丁目1番地12）

☎072-779-3451
＜自動音声ガイダンス＞

遺言書がある方

必要な手続き

- ・検認
- ・開封

必要なもの

申立先は被相続人の住所地の家庭裁判所

- 遺言原本
- 申立人の戸籍謄本
- 遺言者の除籍謄本

問い合わせ先

神戸家庭裁判所伊丹支部
（伊丹市千僧1丁目47番地1）
☎072-779-3074

相続放棄または限定承認をする方

必要な手続き

- ・相続放棄の申立て
- ・限定承認の申立て

必要なもの

相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立ててください。限定承認とは、プラスの財産の範囲内で債務を引き受けるものです。相続人全員で申請する必要があります。

問い合わせ先

神戸家庭裁判所伊丹支部
（伊丹市千僧1丁目47番地1）
☎072-779-3074

14. その他市役所以外で行う手続き

固定電話（NTT西日本）をお持ちの方

必要な手続き

- ・契約承継
- ・解約

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

（NTT西日本の場合）
局番なし116
携帯からは
☎ 0800-2000116

携帯電話をお持ちの方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

各契約会社へお問い合わせください。

問い合わせ先

各契約会社

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

インターネットをご契約の方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

各契約会社へお問い合わせください。

問い合わせ先

各契約会社

NHK受信料をお支払いの方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

NHKふれあいセンター
☎ 0120-151515

MEMO

14. その他市役所以外で行う手続き

水道をご利用の方

必要な手続き

- ・使用中止
- ・名義変更
- ・料金支払方法変更

必要なもの

電話・オンラインで申請してください。

お客様番号 (10 ケタ)

問い合わせ先

伊丹市上下水道局水道サービスステーション
(伊丹市昆陽1丁目1番地2)

☎072-783-1601

URL:<https://www.water.itami.hyogo.jp/>

電気 (関西電力) をご契約の方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

関西電力コールセンター

☎ 0800-777-8810

<自動音声ガイダンス>

ガス (大阪ガス) をご契約の方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

右記窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

大阪ガス兵庫事務所お客さま
センター

☎ 0120-7-94817

運転免許証をお持ちの方

必要な手続き

- ・返納

必要なもの

- 亡くなられた方の運転免許証
- 名義人が死亡した事実がわかる書類（戸籍謄本、死亡診断書等）
- 届出人の名前が確認できる書類

問い合わせ先

伊丹警察署
 （伊丹市千僧1丁目51番地2）
 ☎ 072-771-0110

阪神運転免許更新センター
 （伊丹市伊丹1丁目14番21号）
 ☎ 072-783-0110

パスポートをお持ちの方

必要な手続き

- ・返納（希望があれば遺族に返還も可能）

必要なもの

- 亡くなられた方のパスポート
- 名義人が死亡した事実がわかる書類（戸籍謄本、死亡診断書等）
- 届出人の名前が確認できる書類

問い合わせ先

兵庫県旅券事務所尼崎出張所
 （尼崎市南塚口町2丁目1-2-316
 塚口さんさんタウン2番館3階）
 ☎ 06-6428-7600

MEMO

14. その他市役所以外で行う手続き

クレジットカードをお持ちの方

必要な手続き

- ・解約

必要なもの

各契約会社へお問い合わせください。

問い合わせ先

各契約会社

ケーブルテレビをご契約の方

必要な手続き

- ・名義変更
- ・解約

必要なもの

各契約会社へお問い合わせください。

問い合わせ先

各契約会社

MEMO

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

必要な手続き

- ・返還

必要なもの

- 受給者証

問い合わせ先

兵庫県阪神北県民局伊丹健康
福祉事務所
地域保健課
(伊丹市千僧1丁目51番地)
☎ 072-785-7874

銃砲刀剣類をお持ちの方

必要な手続き

- ・所有者変更

必要なもの

各都道府県の教育委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先

当該銃砲刀剣類を登録した都
道府県の教育委員会

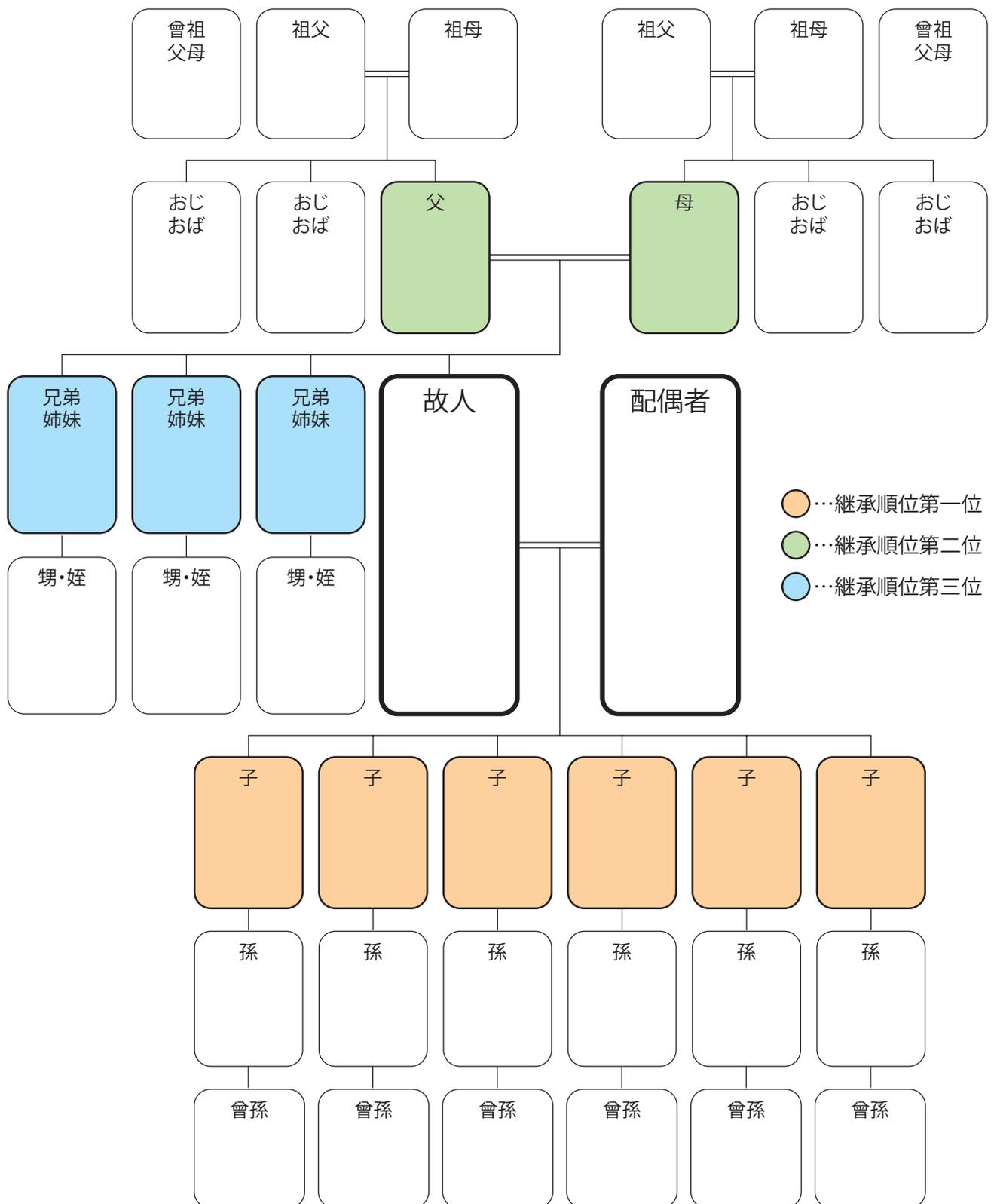
MEMO

家系図 (3親等内の親族)

各種手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

各種手続き

相続について

委任状

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

各種手続き

相続について

委任状

ステップ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

MEMO

※コピーしてお使いください

委任状

年 月 日

氏名： (署名) ⑩
住所：
生年月日： 年 月 日

私は、以下の 〃 の内容について、下記のとおり委任いたします。

委任する内容の個数を記入してください

委任する内容

- _____ について
- _____ について
- _____ について

代理人

氏名：
住所：
生年月日： 年 月 日

委任する内容の記入例

- 住民票の請求 ⇒ 「住民票請求」
- 住民異動届（世帯主変更）を行う場合 ⇒ 「住民異動届」
- 戸籍等の請求 ⇒ 「戸籍請求」「戸籍附票請求」
- 税関係証明の請求 ⇒ 「税務証明の交付申請及び受領並びに住民税申告に関する一切」
- その他の権限を委任される場合 ⇒ 「〇〇の請求」「〇〇の申請」等

※委任状は伊丹市HPよりダウンロードできます。
※委任状作成は、便せんなどでかまいませんので、上記の項目を参考にして記入し代理人の方へお渡しください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

〈市民相談課での相談〉

市民相談課では、伊丹市在住・在勤者を対象に日常生活における様々な問題や悩みごとについて、専門家による面談での相談を行っています。相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。（相談時間は1枠30分間です。）相談は、「予約制」を取っており、「事前予約」と「当日予約」ができます。

相談申込方法

〈当日予約〉

- 相談日当日の午前9時から市民相談課の窓口で、氏名、住所、電話番号等を確認のうえ受け付けます。また、相談枠が空いている場合のみ、午前10時から電話でも受け付けます。
- 不動産相談は、事前予約のみで当日予約を行っておりません。

〈事前予約〉

- 相談日1週間前から前日まで、電話で受け付けます（受付時間は午前10時～午後5時）。
- 不動産相談の受付は、1週間前から前日の午前12時まで、電話で受け付けます。
- 司法書士相談、弁護士相談、税理士相談は、事前予約枠が2枠に限られていますので、下記の表をご確認ください。
- 相談枠が全て埋まった時点で申込の受付を終了します。
- 申込を済まされた方は、相談時刻の5分前までに市民相談課にお越しください。

相談受付場所

伊丹市千僧1丁目1番地 市民相談課（市役所4階） ☎ 072-784-8011（直通）

相談項目	相談内容	相談日時	場所・電話番号等
弁護士相談	金銭消費貸借・不動産・相続関係・諸契約など民事及び相続・離婚など家事に関するトラブル等々…法律全般についての相談	火・木曜日 13:00～16:00 〔うち 15:00～15:30、 15:30～16:00の 2枠は事前予約〕	市役所4階 市民相談課 ☎ 784-8011 FAX 780-3531 ※相談日が祝日の場合は休止
弁護士相談 （交通事故）	交通事故の被害者・加害者の損害賠償・示談等事故解決のための相談	第4水曜日 13:00～16:00	

※祝日等閉庁日にあたる日の相談や予約受付は、実施していませんのでよろしくお願いいたします。

相談項目	相談内容	相談日時	場所・電話番号等
司法書士相談	相続・不動産登記、借金（サラ金・クレジット等を含む）、借地借家、成年後見、離婚手続等々 …日常生活上の諸問題についての相談	月～金曜日 10:00～12:00 〔うち 10:30～11:00、 11:00～11:30 の 2 枠は事前予約〕	市役所 4 階 市民相談課 ☎ 784-8011 FAX 780-3531 ※相談日が祝日の場合は 休止
税理士相談	相続税・贈与税等税金問題全般についての相談	各月とも相談時間は13:00～16:00 ・4月～7月は第2金曜日 ・1月、3月は第4金曜日 ・8月～12月は第2と第4金曜日 ・2月は第1金曜日 〔うち15:00～15:30、 15:30～16:00の 2 枠は事前予約〕	
人権相談 (人権擁護委員)	人権侵害・いやがらせ・生活問題等についての相談	第 3 木曜日 13:00～16:00	
行政相談 (行政相談委員)	国や独立行政法人・特殊法人等への要望・苦情・ご意見等についての相談	第 3 金曜日 13:00～16:00	
登記等相談 (土地家屋調査士)	各種表示登記・土地境界・測量などについての相談	第 1 水曜日 13:00～15:00	
不動産相談 (宅建協会阪神北支部役員)	土地建物の売買・賃貸借などについての相談	第 4 金曜日 13:00～14:00 (事前予約のみ)	

※祝日等閉庁日にあたる日の相談や予約受付は、実施していませんのでよろしくお願いいたします。

〈 注意 〉

○次の場合は、この相談を利用することができません。

- ・現在、裁判中または弁護士・司法書士等の専門家に依頼されている事柄。
- ・具体的なことでなく、抽象的または学問的な興味等で相談すること。
- ・本人以外の問題について相談をすること。ただし、配偶者または二親等以内の親族についての相談は可能です。

○相談は、専門家から問題解決に向けての最初のアドバイス等を受けるものです。したがって、同じ内容についての相談は、原則一回限りとさせていただきます。また、書類の作成や調査、事務処理等についてもお受けすることはできません。

○日程などにつきましては、変更したり、休止する場合がありますので、事前に確認のうえご利用ください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 伊丹市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年4月

